

令和3年度

岐阜市内部統制評価報告書  
審査意見書

岐阜市監査委員

(令和4年8月)



岐阜市監第124号

令和4年8月16日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市監査委員 杉 山 利 夫

同 和 田 直 也

同 松 井 重 雄

同 森 裕 之

令和3年度岐阜市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により令和3年度  
岐阜市内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。



## 1 審査の対象

「令和3年度岐阜市内部統制評価報告書」

## 2 審査の着眼点

市長が作成した令和3年度岐阜市内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかといった観点から審査を行った。

## 3 審査の期間

令和4年7月21日から令和4年8月10日まで

## 4 審査の実施内容

「岐阜市監査基準」（令和2年3月30日決裁）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価報告書審査実施要領（令和4年6月22日決裁）を作成し、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料の確認や必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、報告書における評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかの審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

なお、審査の過程において、報告書に記載された以下の運用上の重大な不備2件を含む運用上の不備19件を市長が把握していることを確認した。

〈報告書に記載された運用上の重大な不備〉

- ①超過勤務手当の不支給（市民病院）
- ②入札情報の漏えい（上下水道事業部）

## 5 審査の結果

報告書は、評価手続に係る記載において、評価手続の一部に不適切な事項がある点を除いて相当であると認められる。また、内部統制が有効に運用されていないとする評価結果は下記に指摘した点を除き相当であると認められる。

（評価手続の不適切な事項）

報告書では、「財務に関する事務に係る内部統制の評価を行いました。」と記載されている。

そこで実際に行われた業務評価を確認したところ、各部局は推進部局が選定した6つの財務リスクに係る評価のみを行い、それ以外の危機管理対応事案の評価は行っていなかった。

この点に関し、監査委員は6つの財務リスクに該当しないものの、重大な不備に該当する事案が存するものと考ええる。

ところが、評価部局は、上記6つの財務リスクに該当する事案について情報提供を受けたものの、それ以外の危機管理対応事案については、そもそも情報提供を受けていないケースもあり、全ての財務リスクの評価を行っていなかった。

これにより、市長は、結果として財務に関する事務全ての内部統制の評価を行っていなかった。

したがって、評価部局は全ての危機管理対応事案の情報提供を受け、全ての財務リスクに関する全庁評価を行うことが適切であると判断する。

#### (評価結果に対する指摘)

市長が把握した運用上の重大な不備2件のほかに、以下の2件の運用上の不備についても、大きな経済的・社会的不利益を生じさせ、市民に不信感を与え、重大な信用失墜となったことから、重大な不備に該当するものと考えられる。

##### ア 超過勤務手当の誤支給

令和3年6月に消防職員44人に支給した超過勤務手当、休日給、夜勤手当、特殊勤務手当について、5月支給分(計2,037,939円)を上乗せして誤支給していた。

補正予算調書作成時の消防総務課担当者の確認により判明し、誤支給した超過勤務手当等は、該当者の承認を得て10月分の給与で相殺した。

##### イ 保育料の引落とし漏れ

市内の公立保育所(20か所)及び私立保育所(15か所)に通う3歳未満児(無償対象を除く。)の令和3年8月分の保育料(1,116件、対象金額31,330,000円)の口座振替納付利用者について、令和3年8月31日に口座振替すべきところ、事務処理誤りにより口座振替が行われなかった。

保護者から口座振替されていない旨連絡があり判明し、保護者あてに9月に2か月分口座振替する旨の文書を配付し振替した。